

保育所保育料について

保育料の算定

保育料は、「住民税」をもとに算定します。

今年度の保育所保育料は、

- ・4月から8月までの分は平成27年度(平成26年中の収入)の住民税額に基づき算出します
- ・9月から3月までの分は平成28年度(平成27年中の収入)の住民税額に基づき算出します

※9月以降の保育料の通知は変更のある方のみ8月中に送付します。

世帯内で下記の方がいる場合、正しい保育料の認定ができないため、9月以降の保育料は最高階層で仮算定されますのでご注意ください。

- ・平成28年1月2日以降に転入し、平成28年度所得課税証明書を未提出の方
- ・平成27年中の収入につき未申告の方



同居者の課税額合算

同居者(祖父母など)がいる世帯で、保育料を算定する場合、基本的に入所児童の父母の住民税をもとに算定を行います。しかし、父母の収入だけで生計が成り立たないと認められる(生活保護基準額を下回る)場合は、同居者の課税額を合算して保育料を算定することになります。ここで言う「同居」とは、実態として「一緒に住んでいる」ことを指し、世帯分離している場合も「同居」とみなされます。

【お問い合わせ】 福祉部こども福祉課 保育所係 ☎945-5311

西原町の人権擁護委員です

私たちが人権擁護委員として、近所とのトラブル、家庭内のもめごと、いじめ、離婚、DVなど人権に関する相談を行います。



いれの きよ



にいじま きたろ



おのなか ひとし



なかそね よしみ

新しく人権擁護委員の任に就きました。



しもじ ひろひろ

今年の6月まで、人権擁護委員としてがんばっていただきました。



さかいはら きくえ



ちはな ただし

【お問い合わせ】 総務部総務課総務係 ☎945-5011

児童扶養手当・特別児童扶養手当について

～現況届の提出がないと、手当を受給できません～

児童扶養手当および特別児童扶養手当受給者は、現況届(特別児童扶養手当については「所得状況届」)の提出が必要です。

☆期限内に現況届の提出がない場合は、2月定期支払い(特別児童扶養手当は11月定期支払い)が遅れる場合があります。また、**届出がない場合、8月分以降の手当てが受けられなくなります。必ず期限内に届出してください。**

☆提出せずに2年経過すると、時効で手当を受ける資格がなくなりますので、ご注意ください。

☆詳細は、対象者に送付する現況届(所得状況届)の通知をご確認ください。

※「母子及び父子家庭等医療費助成」の現況届も、同時に行います。



◎ 受付日程

	受付期間	場所	受付時間
特別児童扶養手当	8月12日(金)・8月15日(月)	西原町役場 交流センター会議室	9:00～11:15 13:30～16:30
児童扶養手当	8月16日(火)～8月23日(火) ※土・日を除く。		

※上記手当が2つとも該当している方は、8月12日から23日までの期間で同時に届出ができます。

※上記期間が困難な方は、事前にご連絡ください。

◎ 持参するもの

- ①「現況届」または「所得状況届」の通知文書
- ②健康保険証のコピー(受給者及び受給対象児全員分)
- ③印鑑(シャチハタ印は不可)
- ④(特別)児童扶養手当証書
- ⑤マイナンバーカードまたは、マイナンバー通知カード
- ⑥その他書類
 - ・受給者及び18歳以上の同居者で、平成28年1月2日以降に西原町へ転入してきた方は、「平成28年度児童扶養手当用所得証明書」が必要です。
 - ・別居している対象児童がいる方は、「対象児童が記載されている住民票謄本(特別※)」が必要です。
※世帯主、続柄、本籍、筆頭者などすべての事項が記載されている住民票謄本
 - ・「民生委員諸確認書」(必要な方のみ書類を送付します。確認印をもらってください。)

「児童扶養手当」の加算額が変わります

平成28年8月1日より、児童扶養手当の第2子の加算額および第3子の加算額が、各ご家庭の所得に応じて、変更されます。

●児童扶養手当の月額

子どもが1人 全部支給：42,330円

一部支給：42,320円～9,990円(所得に応じて決定)

●加算額(子ども1人につき)

	変更前	変更後
子ども2人目	5,000円(一律)	全部支給 10,000円 一部支給 9,990円～5,000円(所得に応じて決定)
子ども3人目以降	3,000円(一律)	全部支給 6,000円 一部支給 5,990円～3,000円(所得に応じて決定)

●加算額変更後の支払月

平成28年12月(平成28年8月～11月分)に支払われます。

【お問い合わせ】 福祉部こども福祉課 子育て支援係 ☎945-5311